

第3章

我が国の貿易政策に関する各国の報告書等

本報告書は、我が国と貿易関係の深い国につき、その貿易政策・措置の問題点を我が国との貿易・産業に与える影響という観点から検討することを目的としており、そのため、我が国自身の問題は直接の検討対象とはなっていない。

しかしながら、諸外国が我が国の貿易政策に対して行っている批判を紹介することは、貿易政策・措置の問題点に対する読者の理解を助け

るものと考えられるため、WTO 貿易政策検討制度の対日審査における主な論点及び米、EU、カナダの対日指摘部分の概要を以下に示すこととする。

もとより、これらの措置の選択基準は本報告書と異なっており、ここで取り上げたという事実は、日本政府がかかる批判、提案を認めたことを意味するものではない。

1. WTO 貿易政策検討制度（TPRM : Trade Policy Review Mechanism） 対日審査における主な論点

（注）TPRM とは

各加盟国の貿易政策等を定期的に審査する GATT / WTO の制度で 1989 年から実施されている。

貿易額が上位の 4 加盟国（EU は一つの加盟国として扱う。）は 2 年ごと、世界貿易主要国（貿易額上位の 20 か国のうち、上位 4 加盟国を除く 16 ヶ国）は 4 年ごと、その他の加盟国は原則 6 年ごとに審査を受ける。

我が国の審査については、貿易額が上位の 4 ヶ国にあたるため、2 年ごとに開催され、過去 7 回実施されている。

以下に 2005 年 1 月 25 日、27 日の両日に行われた第 7 回 TPRM 対日審査の概要を紹介する。

（1）概観

各国からこれまでで最多の約 480 問の書面質問が寄せられ、依然として質問数は多く、日本の経済・貿易政策に対する関心の高さが表れたものと思われる。

経済状況については、足許の経済回復は、数年来行われている構造改革や規制緩和によるものが大きいとの見方が表明され、日本政府の構造改革への努力を高く評価するとともに、政府による構造改革の継続に対する期待が寄せられた。直接投資については、対内直接投資の障壁を縮小する措置をとっていることが歓迎された一方で、障壁が残存しており、その縮小を求める発言もあった。

貿易政策に関しては、新ラウンドに積極的に

参加していること、特に非農産品市場アクセス（NAMA）、ルール（アンチ・ダンピングを含む）、貿易円滑化等の各交渉分野での貢献を評価された。一方で、FTA/EPA の取組みについて、WTO 協定との関連に関する質問もあった。さらに、我が国の途上国支援に関しては、一般特惠関税（期間延長及び農産品中心に品目拡大）、アフリカ開発会議（TICAD）によるアフリカ支援に関する取組みが評価された。その他、貿易政策関係では、政府調達、衛生植物検疫措置（SPS）、貿易救済措置、知的財産権問題や基準認証制度等への発言があった。

分野別貿易政策については、農業分野に多くの関心が示された。農業生産の対 GDP 比率より農業の国内支持の対 GDP 比率が大きいことや、農産品の関税率が高くかつ非従価税対象品目が多い等、関税構造が複雑かつ不透明、輸入枠設置による市場アクセスの問題等が指摘された。その他、サービス分野での規制改革（金融、電気通信部門の規制改革、建築資材にかかる基準の国際調和、カボタージュ規制の緩和等）に関する発言もあった。

（2）経済政策

① 経済状況

日本経済が回復していることが、日本への輸出拡大を通じて世界経済の成長につながるものとして歓迎された。この回復の主因は、数年来行われている構造改革や規制緩和によるものが大きいとの見方が表明された。今後、成長をさらに持続させるために、小泉内閣の行っている一連の構造改革・規制緩和を着実に行之、一層改革を進めていくことに対する強い期待と支持が寄せられた。一方で、最近に入り各種経済指標をみると、日本経済が減速したのではないかと指摘もあった。

② 構造改革、規制改革

構造問題に関連して、巨額の財政赤字や公的債務について懸念が示された。また、規制改革については、独占禁止法の執行強化やエネルギー、電気通信での一層の自由化を期待する見方が表明された。さらに、郵政民営化について、改革への取組み事例として言及されたほか、各国から着実な推進に対する強い支持と期待が寄せられた。また、構造改革特区に関しては、経済活性化を推進するものであり、一層の進展に対する期待が寄せられた。

③ 対内直接投資

我が国が、対日投資ビジネス促進センターの設立など対内直接投資の障壁を縮小する措置を講じていると評価された。一方、外国からの投資について非効率な障壁があり、その縮小を求められた。

④ 貿易政策

（a）WTO・ドーハ開発アジェンダの交渉

ドーハ開発アジェンダ（DDA）における交渉に関しては、我が国の交渉への貢献（特に、非農産品市場アクセス（NAMA）、ルール交渉、貿易円滑化）について評価、期待する旨表明する声があった。また、農業交渉に関しては、多面的機能など日本の農業政策との共有点があり、農産物輸入国の関心事項が反映されるべき等、我が国と協調するコメントが出された一方、今次交渉を成功へ導くため、農業保護削減、貿易歪曲の措置の実質的な削減、開発途上国の製品の市場アクセスの改善等、我が国に対し、さらなる貢献を期待するコメントもあった。

（b）WTO と二国間・地域貿易協定

最近の我が国の二国間、地域アレンジメントに関して、FTA/EPA 交渉の動向、FTA/EPA と多角的貿易体制の関係に関する我が国の考え

方などについての質問があった。

⑤ 途上国支援

開発途上国の多くの国々から、一般特惠関税期間延長、農産物等での品目拡充に対する評価のほか、アフリカ開発会議（TICAD）を通じた我が国とのパートナーシップ及び技術支援の活動等に関する貢献を評価する指摘があった。

(3) 貿易措置

① 政府調達

日本の政府調達に関する問題は制度面であり、特に随意契約（single tendering）が一つの大きな要因との指摘があった。更に、公共工事に係る契約に占める外国企業の比率は1%にも満たず、こうした現状を踏まえ、電子入札の活用等も含め、外国企業の比率を上げる計画はないか、といった疑問が提示された。

② 知的財産権

特許登録に関する遅延が引き続き多いとの指摘があったほか、知的財産保護政策が過度に制限的との指摘があった。

③ 動植物検疫措置

動植物検疫措置について、各国から、我が国が必要以上の措置を行っているのではないかととの指摘があった。

④ その他

木材住宅のサイズに係る不必要な規制の撤廃や防火・耐火基準に係る更なる性能要件の導入等、関係規定が最新の諸実態を踏まえることを求める意見があったほか、建築資材に係る基準の国際調和について要請された。また、船籍に基づく海運カボタージュ規制の緩和、撤廃要請があった。さらに、今後の貿易救済措置の動向

第3章 我が国の貿易政策に関する各国の報告書等

に関する懸念が表明されたほか、基準認証に関して、JIS規格に関する外国試験データ受入れ要請があった。

(4) 分野別貿易政策

① 農業

(a) 農業政策一般

我が国の農政改革について各国の関心が高く、多くのコメントが出された。特に、日本の農業政策が国際市場を歪曲し、日本の消費者負担も高くなっていることや、高い保護水準は開発途上国に悪影響を与えており、改革が進められるべきであること、さらに、高関税により食料品価格が高くなっていること、自由化による食料輸入多様化を期待することなどの意見があった。

(b) 農産物関税

農産物関税に関しては、LDC諸国産品に対する無税無枠の拡大に関して評価する意見があった一方、高関税による保護の存在、農産物関税の複雑なシステム、関税削減に関する問題などについてコメントがあった。

② 水産物 IQ 制度等

個別事項として、WTOルール交渉における漁業補助金に関する我が国の積極的な役割の期待や、我が国の水産物 IQ 制度についてのコメントがあった。

③ サービス（電気通信）

金融分野、電気通信分野等に関して、前回TPR以降も更なる規制改革、市場開放が進んでいることの評価、期待が表明された。一方で、電気通信事業が1社による市場支配状態が継続している状況や、接続料の引き上げ及び移動体事業者への免許付与の適時性・透明性の競争への影響、さらに固定市場と移動体市場で支配的

事業者の概念が異なることのコメントなどがあった。

2. USTR 年次外国貿易障壁報告書（日本部分）の概要

（注）「USTR 年次外国貿易障壁報告書」とは

正式名称は、「National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers」。1988 年包括通商競争力法 1303 条及び 1304 条によって改正された 1974 年通商法タイトル I 第 181 条に基づき、毎年 3 月 31 日までに外国の貿易及び投資障壁について USTR が大統領及び議会に提出することになっているもの。

USTR は、スーパー 301 条に基づき、本報告書に指摘された事項を参考として、6 か月以内(1999 年 1 月に復活したスーパー 301 条手続では 1 か月以内に)に優先外国慣行 (priority foreign country practices) を特定することになっている。

2004 年版の報告書では、58 개국・地域が対象となっている。

以下では、同報告書における日本に対する指摘事項の概要を紹介する。

(1) 総評

日米の貿易投資に関する状況は、日本からの輸入の減少や日本への輸出の増加による日米貿易赤字の減少や、ストックベースでの米からの FDI の着実な増加の傾向があることを指摘。また、規制改革や構造改革は経済の持続的な成長をもたらすものであり、そういった意味で現在打ち立てられている規制改革を加速化する方針については、成長にとっての負の影響をもたらす要素を減じるとともに、米国企業にとってマーケットアクセスの増加をもたらすものとして、歓迎している。

(2) 日米間の規制改革及び競争政策イニシアチブ

ブッシュ大統領と小泉総理によって 2001 年 6 月 30 日に立ち上げられた「規制緩和及び競争政策イニシアチブ」(改革イニシアチブ)は、同日合意された「成長に関する日米経済パートナーシップ」の 6 つの柱のうちの 1 つである。これは、1997 年から 4 年間にわたって行われてきた「規制緩和及び競争政策に関する強化されたイニシアチブ」(強化されたイニシアチブ)の成功裡の終了を受け、引き続き諸問題に焦点をあてるべく新たに設置されたものである。米国は、本イニシアチブの下で、米国のモノとサービスの市場アクセスを妨げる日本政府の法律、規制、行政指導やその他の措置の改革を求めている。

○分野別規制緩和：電気通信、情報技術、エネルギー、医療機器・医薬品、金融サービスの各会合

○構造的規制緩和：独占禁止法と競争政策、透明性その他の政府慣行、商法、司法制度改革、流通及び通関の各会合

(3) 輸入政策

① コメ輸入制度

日本は、ウルグアイ・ラウンドでのコミットメントにもかかわらず未だ完全な市場アクセスを実現しておらず、ミニマム・アクセスの拡大、関税の引き下げ、消費者に届く米国産食用米の増加、米国産米の市場占有率の維持、価格設定と入札の透明性を高めるような

輸入制度への転換、売買同時契約（SBS）制度の改正を求めている。また、米国は WTO 農業交渉における日本の立場は、日本がコミットしたミニマム・アクセスを減じるものであり、今後 WTO を基本的交渉の場としつつも二国間協議においても働きかけていく。

② 小麦輸入制度

日本は小麦輸入に際し食糧庁を通すよう義務づけており、食糧庁は輸入価格よりも高額で日本の製粉業者に販売している。この貿易歪曲性につき改善を求めている。

③ 加工用とうもろこし

日本国内のコーンスターチ生産に関して、ポテトを一定比率以上加える基準を設けているため、輸入とうもろこしの消費を減らしており問題である。

④ 豚肉輸入制度

ウルグアイ・ラウンドで合意された日本の豚肉輸入制度は柔軟性に欠け、高関税やセーフガード制度等を含む。米国政府はこれらの問題を WTO 農業交渉において解決していく。

⑤ 牛肉セーフガード

BSE（牛海綿状脳症）で落ち込んだ水準からの回復に対するセーフガードの発動は、その形式要件は充たしても不適當である。日本国内の反対議員や消費者団体と連携しつつ、その中止を求めている。

⑥ 水産品

日本はいくつかの特定の漁種に対し輸入割当（IQ）を維持している。米国の輸出業者は、輸入割当の適用手続やその他の要素について引き続き懸念を有している。しかしながら、米国及び EU の勧告により、日本は輸入割当制度に大きな改良を加えている。

⑦ 牛肉、柑橘類、乳製品、加工食品の高関税

日本は上記を含め多くの食品に高関税体制

を維持している。米国は WTO 交渉において関税削減を対日優先課題とする。

⑧ 木材製品・住宅

日本における米国製木材製品の市場を拡張するため、米国は日本に、高関税の解消、及び、建築基準法、日本農林規格（JAS）の規定・基準の改正等を引き続き求めている。

⑨ 海洋船舶

小型船舶に関する日本の安全規制は、透明性が欠け、市場アクセスを大きく阻害している。これを受けて、日米両政府の作業部会は 2003 年 7 月に、規制緩和に関する合意を行った。また、この合意とは別に日本政府は、数年間にわたって規制緩和の措置を行うことも発表した。

⑩ 皮革・皮革製品

米国政府と皮革・革靴産業は、引き続き、皮革製品や革靴の輸入割当枠の撤廃を強く要求している。

(4) 基準、試験、表示及び認証

① 生鮮リンゴ

米国は、生鮮リンゴを媒体とする火傷病伝染の理論上のリスクが微小であることを示す歴然とした証拠を提示しており、日本が緩衝地帯を廃止するか 10 メートル以内に縮小するとともに、樹木ごとの検査の義務付けを廃止することを引き続き要求している。また 2002 年 3 月 1 日に米国は本件の協議を要請することにより、WTO 紛争処理手続を開始した。その結果、2003 年 12 月 10 日には日本の措置は WTO 協定に整合しない旨の WTO 上級審の報告が採択された。

② 生鮮ジャガイモ

米国は引き続き、日本が生鮮ジャガイモの検疫リストからジャガイモシストセンチュウとジャガイモガンシュ病菌を除外することを

要求していく。

③ 燻蒸政策

過剰かつ不必要、貿易歪曲的な燻蒸を減らすため、日本政府が検疫対象外の病害虫の包括的なリストの作成、国際植物防疫条約（IPPC）等の国際基準の採用、及び透明性のある検査手続を確立することを引き続き求めていく。

④ バイオテクノロジー

米国は、日本が遺伝子組み替え製品から作られている食品及び飼料、種子の表示義務拡張に向かっていくことにに対し非常に懸念を有している。

⑤ 食品添加物

国連食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）により安全と認められている食品添加物について、そうした加工食品の対日輸出が日本独自の基準によって妨げられていることがある。

⑥ 飼料添加物

2002年8月に農林水産省は29の抗菌性飼料添加物禁止を発表したが、10月には禁止飼料添加物の内、人体に影響を及ぼすものに限るとした。農業資材審議会の報告前に発表される等、透明性且つ科学的根拠が欠如しており、その指定見直しの検討プロセスに対して懸念を有している。

⑦ 栄養補助食品

日本は、栄養補助食品に栄養上・健康上の効能があることを裏付ける科学的データ・情報が存在する場合には、そうした利点の表示を認めたが、規制にあたって求められるデータ要件は、合理性があり適切なものであると同時に、安全と効能を保証するために必要なものだけに限定されるべきである。また、規制の決定に当たっては、入手可能なデータ・情報をすべて考慮した上で、明白な科学的根

拠に基づくべきである。

⑧ その他

- ・ 繊維製品に関し、米国繊維製品業界は、2003年7月1日に施行されるシックハウスのための改正建築基準法により、壁材等の建築材料の対日輸出が一層厳しくなることを懸念しており、米国は今後も注視していく。
- ・ 2003年12月に牛海綿状脳症（BSE）の陽性が検出されて以来、日本は米国産牛肉の輸入の禁止を行っているが、米国政府は輸入の再開を強く要求しているとともに、国際機関に対して、BSEの国際基準を見直すように働きかけている。
- ・ 鳥インフルエンザの発症のため、2004年初頭に米国産の鳥類の輸入が禁止されたが、米国政府は、日本政府に対し、感染が認められた州産に制限するよう、要求している。

(5) 政府調達

① コンピューター

コンピューターの調達に関し、民間部門では米国製コンピューターは成功を収めているのに対し、公的部門は問題がある。米国は日本に対し、コンピューター合意の実施を引き続き更新・改善することを求め、この目標に向けて、公共部門の調達に当たりインターネットをさらに十分に活用すること、入札審査での総合評価落札方式（OGVM）の利用を拡大すること、そして入札希望業者に提供する調達計画についての事前情報の対象件数を増すことを求める。

② 建設、設計及びエンジニアリング

1994年の日米公共事業合意は引き続き有効であるが、年次協議を義務付ける制度は、2000年3月をもって失効した。2003年に開催された貿易フォーラムにおいて、談合の蔓延やJV構成に関する不合理な規則、資格審査

及び評価の基準が曖昧かつ差別的である等の問題の慣行の改善を要求した。

(6) 知的財産権保護

① 特許

米国は、日本の特許行政に関し、裁判所での特許訴訟に比較的時間がかること、証拠開示手続の順守を強制する効果的な手段がないこと、そして証拠開示により明らかにされた秘密情報に対する保護が十分でないこと、ビジネスモデルの保護の欠如など、いくつかの側面に懸念を持っている。2000年の特許法改正に伴い審査期間の短縮、弁理士数の増加等について歓迎するが、引き続き日本の特許法の強化に共同して取り組んでいく。

② 著作権

プロバイダー責任制限 (ISP) 法は、現在の形では、インターネット上での作品に対する保護等が不十分である。また、例えば RAM 上でのコピーなど一時的なコピーに対する著作権の保護について、規定がなされていない。さらに、米国は特にオンライン上の著作権侵害の増大に鑑み、侵害率を更に下げる対処をするよう日本を促したい。映画作品の著作権を 70 年に延長したことについては国際基準に近づいたとして肯定的に評価しているが、映画作品を含むその他の著作権についても引き続き保護期間延長を要求していく。

③ 商標

2000年3月のマドリッド・プロトコル批准に備えて日本が可決した法案には、いくつかの有用な措置が含まれている。2000年1月1日より、日本は受理された商標出願の公開制度の導入を開始し、2000年3月14日より、商標権者は当該商標の出願から登録までの期間の損害賠償を受けられる。しかしながら、1997年の商標法改正により商法侵害への罰則が強

化されたが、いまだに保護が弱いことは遺憾。更に、職権上、特許庁職員によって当該商標が日本で周知のものであるか否かを決定する点には特に懸念を有する。

④ 地理的表示

TRIPS 協定 22 条から 24 条において、地理的表示と商標との関係について規定することを求められているが、地理的表示悪用防止のための法的措置や、商標と地理的表示の間の対立を解決するための法的措置が日本において整備されているかは不明である。米国はさらなる情報を期待している。

⑤ 営業秘密

日本においては、営業秘密に関する裁判所での審理がいまだに公開されていることなど、営業秘密の保護が不十分であることを懸念し、米国は引き続き日本が更なる改革を実行するよう強く働きかけていく。

⑥ 水際規制

米国は、外国の知的所有権保有者が日本の税関当局の保護を受けやすくなるよう、出願から検査及び差し止めに至る手続きを改善することを求めた。その結果 2003 年には日本の水際規制が強化されたが、米国はこれを歓迎すると共に引き続きさらなる改善及び強化を求めていく。

(7) サービスに関する障壁

① 保険

1994 年と 1996 年の 2 国間保険合意により注目すべき成果が見られるものの、さまざまな重要課題は未だ残っている。また米国は 2003 年 4 月の郵政金融機関 (郵政事業庁) の公社化 (日本郵政公社) 以降も含め、簡易保険と民間生保との競争条件の不公平性が米国生保業界にとって大きな問題であるとし、日本政府に対し、引き続き競争拡大を促していく。

② 専門職業サービス

専門職業サービスを行うにあたり、法律、規制や商業慣行の観点からの複雑なネットワークが米国や他の外国企業による供給の妨げになっている。特に、会計・会計監査、法律、医療、教育サービスのアクセスの改善を求め、サービスの利用可能性を拡大することは、対日直接投資の増加の重要な要素である。

(8) 投資に関する障壁

世界第2位の経済規模にもかかわらず、総生産に対する対外直接投資の比率はOECD諸国のどの国よりも低い。日本政府は対外直接投資の重要性を認識し、5年間で2倍の投資額の目標を設定した。近年、国際的なM&A契約に対して三角株式交換が可能とするなど対外直接投資に対する環境が改善されたことを評価したいが、更なるルールの改善に向けた取り組みを促したい。特に、国境をまたがるM&Aについては、対外投資家に対する保守的な態度、金融の透明性や経営技術の開示の欠如、さらに能力のある弁護士や監査役の欠如から困難となっている。

日米投資イニシアチブが2001年に設置され、必要な日本市場での基礎的な経営ルールの見直しや対外投資の包括的な環境を向上に焦点をあてた議論を行っている。

(9) 反競争的な慣行

半競争的な慣行や独占禁止法の施行に関しては、規制改革のセクションをはじめとする報告書の他の章において掲載。また、不当景品類および不当表示防止法について、景品や販売促進の方法について過度な制限を課している。さらに、民間セクターで定められた販売促進に関する追加的な規定があり、活発な競争を阻害している。

(10) 電子商取引

米国は、2003年10月の規制改革の提案において、消費者の信頼と民間部門での電子商取引の促進に関する勧告を行ってきたが、さらに民間部門による自己規制や紛争処理のサポートや電子商取引を規定する法は技術的に中立であることを確かにすることを促したい。さらに、政府調達手続きをデジタル化したことを歓迎したいが、公正で透明性のあるオンラインによる政府調達システムの設計を促したい。

(11) その他の障壁

① 航空宇宙

商業用航空機市場は一般に外国系企業に対して開かれたものとなっているが、新規プロジェクトに対する実現可能性調査の財政的支出の状況について注視していく。また、宇宙計画に対する米系会社の商業的機会の拡大が促進されることが必要。

② 自動車・自動車部品

自動車及び同部品に関する日本市場の開放は、引き続き米国の重要な目標であるが、日本の自動車市場へのアクセスは、過度に制限的な規制やルール策定にあたって透明性の欠如、さらに競争法の施行の冷え込みにより、妨げられており、北アメリカ製の自動車と部品の日本での販売量が落ち込んでいることに失望している。日米両国は2003年1月に「日米自動車協議グループ(ACG)」を開催したが、両国から提出された貿易と経済に関するデータに基づき産業の現状を評価するとともに、懸念解消のため必要な措置等(更なる規制緩和、透明性の向上、競争法の積極的適用等)について議論した。

③ 民間航空

「日米の民間航空自由化を達成する目的で」2001年までに更なる交渉を開始することを

1998年に合意覚書が取り決められたが、2004年1月に行われた公式協議においても、共通の基礎はほとんど得られなかった。米国は、民間航空の世界政策に合致するような方法での競争や市場アクセスの促進を可能とする更なる自由化を求める。

④ 電気事業

非燃料事業部門の真の競争環境の導入を引き続き強調したい。日本は発電コストの削減を効果的に行っており、米国は年間約3億8500万ドル分の電力を輸出しているが、障壁が除かれると約5億5000万ドルに増加するものと見込まれている。また、外資系企業は、日本の公益事業の基準認証制度に関する障壁に直面している。

⑤ 板ガラス

日系三社による国内の板ガラスのシェアは非公式な調整と流通網の管理により維持されている。米国は日本政府と規制緩和と競争政策に関する議論を行ったが、その際に日本政府は、流通部門における競争の導入による経済的な利益を認識した。米国は日本に対してガラス市場の競争を促進し、市場アクセスを向上するための具体的な段階に進むことを促す。

⑥ 自動二輪車

高速道路での自動二輪車の2人乗り走行

(乗客を乗せた走行)の禁止措置は、大型の二輪車市場を制限することにつながるため、引き続きその撤廃を求める。

⑦ 紙・紙製品

日本の紙・板紙製品の輸入の実質的な増加が見られず、日本の紙・板紙市場における輸入品のシェアは、依然として主要工業国の中で最も低い水準にある。

⑧ 海運及び貨物

海運サービスに関して米国は長期間、制限的で非効率、差別的な制度に直面してきた。新規事業者に対する過度な負担や費用を軽減するため、港湾運送事業法の改正が行われたが、この改正が港湾事業に及ぼす影響について今後も調査を行うとともに、港湾部門での規制緩和を加速化させることを求める。

⑨ 鉄鋼

米国鉄鋼業者は、日本の鉄鋼業界は、調整された生産、価額そして市場割当により反競争的なプラクティスを行っていることを懸念してきた。2003年のOECDハイレベル鉄鋼会合の二国間協議において日本は建設的に参加してきたが、米国は引き続き、鉄鋼産業におけるいかなる反競争的行為、市場アクセス障壁、あるいは市場を歪曲化する貿易慣行にも、引き続き要求する。

3. EUのマーケットアクセス・データベース（日本部分）の概要

(注)「EUマーケット・アクセス・データベース」とは

欧州委員会貿易総局がホームページ上で、79ヶ国・地域モノとサービスの市場アクセス状況に関して情報提供を行っており、逐一改訂されている。

なお、以下の概要は2003年3月10日に改訂され

た情報を基にしている。

(1) 貿易政策の一般的特質

日EU規制緩和対話のもとで、全体として相当な進歩が多く分野一特に金融サービス、自動車、製薬等一で行われたことを評価している。

しかしながら、農業、輸送サービスや電気通信のような分野においては、依然として厳しい規制が残っており、競争政策に対する進展は失望的なものである。昨今の経済・金融不況克服のためには、規制改革が特に重要である。日本政府は規制改革推進3カ年計画を立ち上げており、EUもこれに参加していくこととしている。

(2) 関税障壁

日本の関税は平均的には低く、殆ど全ての鉱工業製品の関税は譲許されている。しかしながら、有機化学物質、医薬品、ガムテープ等に輸入割当を実施している。また、ウルグアイ・ラウンド交渉後も、引き続き高関税が問題となっている製品部門は、てんぐさ類、砂糖、チョコレート菓子類、チーズ・酪農乳製品、ビスケット、ジャム、スモーク・サーモン、原料（鉛酸化物、溶解アルミニウム酸化物、ニッケル）、皮革・革靴等である。

(3) 非関税障壁

基準・認証に関し、非常に多くの禁止・制限事項が法令で決められており、EUからの輸出者にとって大きな困難となっている。輸入製品、国内製品の差別はないものの、基準や試験方法

が透明でなく、EU製品は日本の試験期間による試験や認証を得るために長期間を要する上、試験期間は、最近長期化してきている。

日本が、政策の合理性及び基準・認証手続きの透明性向上や、国際基準への合致に努力していることは評価している。

また、公共調達や入札に関する参入条件の改善についても評価している。

(4) 投資関連措置

ビジネスコストや企業税が高く、流通参入や法制度、企業慣行などの困難性(具体例として、系列企業間での株式交換、共有資本の取引、外資企業への不信、外資支配下での系列社員の抵抗、合併・買収にかかる複雑な法制度、企業会計制度の不透明性等)があげられており、特に一般的印象として負債が過小報告されていることをあげている。これらの問題は合併・買収のターゲットとなる中小企業にとって特に深刻である。

(5) 知的財産権関連措置

日本が参加している多国間協定、特許協調協定の一覧を列記するとともに、まだ不参加のものを指摘している。

4. 中国の国別貿易投資環境報告書 2004（日本部分）の概要

(注)「中国の国別貿易投資環境報告書」とは

中国商務部が2003年より年に1回発行している報告書で、19の貿易相手国^(注)の貿易環境を紹介し、評価している。その内容は、各貿易相手国について、(1)貿易投資の状況、(2)相手国の貿易投資管理体制、そして(3)相手国の貿易投資に関する障壁の三部構成により、概説したもの。

なお、以下の概要は我が国の(3)相手国の貿易投資

に関する障壁について、2004年5月20日に公表された2004年版の情報を基にしている。

(注) アラブ首長国連邦、フィリピン、韓国、マレーシア、日本、サウジアラビア、タイ、インド、インドネシア、ベトナム、ロシア、EU、ポーランド、カナダ、アメリカ、メキシコ、ブラジル、オーストラリア、南アフリカ

(1) 関税および関税管理措置

2003年における日本の関税水準(2.5%)は、2002年の水準(2.2%)を上回っている。農産物、水産物の関税はすべて工業製品を上回っており、工業製品では、紡績製品の平均関税率が10%以上となっており、スキー靴などの靴類は27%に達している。また、農水産物や食品、さらに紡績品において、加工の段階に従って関税の引き上げがみられる。さらに、農水産関連品18品目、皮革と革靴の2品目については関税割当を実施している。その上、従価課税と従量課税を併用する状況が多く存在しており、このことが関税率の計算の複雑さを増している。さらに、年々優遇関税措置を受けられる製品を減少させている。

(2) 輸入規制

絹織物については、毎年割当をする量は不十分。また、米の入札制度についても、割当される米の大部分を政府が直接割当国を指定しているなどしており、中国の応札に対する落札量が少なく、不合理な方法で日本市場での中国米での競争力を弱めている。さらに、のりについては、WTOに通報された文章では割当の範囲は世界に及ぶとされている一方、政府の公告によると原産地は韓国に限るとされている。

(3) 通関段階での障壁

生鮮品の輸出過程において貨物の到着から通関完了までに要する時間が長い。

(4) 技術的な貿易障壁

中国では保険食品にあたる数多くの製品も、日本の制度においては薬品とみなされ、日本の薬品輸入と販売管理制度に係る厳しい規制を受けている。また、プラスチック製玩具に関し、フタル酸ジエチルヘキシル(DEHP)やフタル

酸ジイソノール(DINP)の使用を口に接触する玩具に対して禁止しているが、これは必要な限度を超えるものである。さらに、2003年5月28日に化学物質規制法の改正案を公布したが、この改正案は2004年4月1日から実施される予定であり、この法案の実施が日中の化学品貿易にもたらす影響を注視している。また、「農林物質規格化および品質表示適正化に関する法律」(JAS)の規定によれば、2000年12月から日本市場で販売される食品には、全て原産地を表示しなければならないとされている。日本のマスメディアは度々中国の農産物は安全でないといった誤った印象を与えており、上記の制度が中国の農産物の対日輸出に大きな障害となっている。

(5) 衛生と植物衛生措置

中国は、日本にとって2番目の農産物と食品の供給国であるが、日本向けに輸出している農産物について、日本側は一貫して不必要な特別の検疫措置を実施している。

- ① 残留農薬の問題について、2003年3月に改正後の「農薬取締法」を実施しており、同法の実施に関連する製品の輸出にもたらす影響について注視している。また、ハウレンソウのクロルピリホス残留量、マツタケの農薬残留量、さらにウナギの蒲焼のノルフロキサシン残留量の規制の措置について注視している。
- ② 2003年5月に改正された食品衛生法によれば、残留基準が設定されていない農薬を含有している輸入農産物は一律に国内市場での販売を禁じられているが、国際基準に強調できていないかという点を注視している。
- ③ 輸入植物検疫規定に関する通知によれば、2001年4月以降、生鮮野菜等の輸入量の増加による、海外からの有害動植物の増加を未然

に防止する目的から、検疫実績の基準の見直しを行った結果、検疫の処理が申請翌日以降となっている状況が多発することとなっている。

- ④ 検査手続きに関して、化学検査データの収集と管理は作業量が大量のため、設備と人での不足は深刻なものとなっており、作業の進捗に影響を与えている。
- ⑤ 薫蒸処理に係る検疫官の自由裁量が過大であり、輸入業者は薫蒸処理が必要であるどうかを予測することが困難となっている。
- ⑥ 輸入家禽の検査検疫に関して、アヒル肉からウイルスが検出されたことを受けて中国産家禽肉製品の輸入を全面的に禁止したが、これは、適切な衛生保護水準で求められている限度をはるかに超えるものである。
- ⑦ 命令検査の実施に関して、サヤエンドウ、スナップエンドウ及びマツタケについては、検査機関の数が少なく検査のために20日以上も要し、検査費用も高くつくことから、輸出に大きな障害となっている。
- ⑧ 2003年5月に「食品安全基本法」、2003年6月に「飼料安全法」、そして2003年7月に「食品衛生法」の改正を採択したが、これらが日中の農産物の貿易にもたらす影響を注視している。

(6) 貿易救済措置

2001年4月に中国製とベトナム製のタオルに対してセーフガード調査を開始したが、タオルの輸入量が激増したという事実が証明できていない状況のもとで何度も調査期間を延期することで、中国から日本へのタオルの輸出を甚だしく阻害している。また、ここ数年ウナギ、紡績品、自転車に対してセーフガード調査の実施を計画しているが、こうした措置は、中国の関係製品の対日輸出に大きな妨げとなっている。

(7) 輸出規制措置

2002年以降、「キャッチオール規制」という外国ユーザーリストを制定した上で、安全保障輸出管理制度を実施しているが、中国企業の掲載数を2002年の7社から2003年の16社に増加している。さらに、外国為替令で定められている技術供与の制限領域は極めて広がっており、かつ判断の基準に必要な技術審査の基準にも透明性が不足している。

(8) サービス貿易障壁

大型建設プロジェクトのほとんどは国内企業のみを対象とした入札であり、僅かなプロジェクトにのみ国際入札が実施されているが、これらの国際入札の応札に際しては、施工期間、技術水準、人員等の面で厳しい条件が求められている。また、貨物輸送会社の設立に関し、WTO加盟国に対しては船荷証券を発行することを認めているが、中国に対しては、日本企業が中国で貨物運輸会社を設立して船荷証券を発行することを許可されなければ、日本も中国企業に対しては船荷証券発行を承認しないとしている。さらに、信託管理サービスに関しては、投資信託管理サービスは日本で登録されている法人組織が提供しなければならないとともに、外資銀行の支店の預金は、日本の預金保険の対象とはならない。

(9) 知的財産の保護

2003年6月に種苗の知的財産権侵害に対する取締りを強化する目的で種苗法を改正したが、これに関して、中国から輸入された畳表が知的財産権を侵害しているとして、調査を開始した。しかし、検査の対象業者は対象となる業者の範囲を大きく超えているとともに、他の製品も検査対象としており、さらに、検査のために開梱後の貨物はばら荷のみの輸送しかできな

くなり、大量の貨物が港で停滞しているととも に、コストが増大している。

5. カナダの国際市場アクセス報告書（日本部分）の概要

（注）「カナダの国際市場アクセス報告書」とは
カナダ外国貿易省が年に1回発行している報告書で、多国間、地域間、二国間の広範な範囲にわたるイニシアチブを通して、外国市場におけるカナダの市場アクセスを改善するための政府の優先課題とその成果について概説したもの。外国貿易省のホームページで見ることができる。

なお、以下の概要は2004年4月23日に公表された情報を基にしている。

（1）概観

カナダにとって日本は米国に次いで2番目の貿易相手国であり（総輸出額の2.1%）、また、5番目の対加直接投資国である。一方、日本にとってカナダは木材、パルプや紙、石炭、食肉、魚介、油料種子、プレハブ住宅など多数の主要な商品の主要供給国であるとともに、近年は精巧なハイテク製品・サービスの輸出も増加している。カナダの対日輸出は90年代後半から断続的に減少した後、2002年は前年並みの81億ドルであった。

また、日本の趨勢としてコスト面での競争力のある製品への需要が高まっており、輸出業者にとって重要な輸出機会をもたらしている。カナダ外務貿易省は日本の規制改革・構造改革を通じいかなる市場機会に可能性があるか分析するとともに、産業省とサービス分野における市場機会の分析を行っている。その結果は日加の経済界や日本政府と共有されている。

（2）2004年度カナダの市場参入優先課題

- ・牛海綿状脳症（BSE）に対する措置の撤廃。
- ・植物油（特に、菜種油）、加工食品、赤身肉、魚、林産品、非鉄金属、皮革靴製品などに適用される関税の引き下げ
- ・医薬品や医療機器の承認に海外の臨床データを使用するなど、国際基準に見合わない規制及び基準を含めた日本の特定の技術的・規制障壁の撤廃。
- ・社会保障の負担軽減と、両国就業者の年金の権利保護を目的とした、統合化と社会保障制度に関する継続的模式。
- ・輸送力の増加、成田空港における新規スロットへのアクセス及び日本以遠の共同運航便に関する要求を継続。

（3）モノの貿易についてのアクセス改善要請項目

- ・農産食品、水産物、飲料に関する輸入措置
- ・豚肉（冷蔵・冷凍）に関するセーフガード
- ・狂牛病（BSE）
- ・牛肉に関するセーフガード
- ・キャノーラオイル（菜種油）への関税
- ・豚の大腿骨の関税分類
- ・建材及び住宅に関する自由化と規制緩和
- ・トウヒ・マツ・モミ材（SPF木材）及び針葉樹合板への課税
- ・木造3階及び4階建て住宅の規制
- ・在来工法住宅用製材の性能規格の基準
- ・建材に関する日本農林規格（JAS）検討作業

(4) サービス貿易についてのアクセス 改善要請項目

①環境サービス

政府関連プロジェクトへの一般参加資格手続きがカナダの手続きと非常に異なっていることや海外の開発援助が資金提供する環境プロジェクトへの参入が困難であること等、環境セクターの企業は障壁に直面しており、カナダ政府は今後も状況を注視していく。

②電気通信サービス

通信分野の日本市場は大きく門戸を開いてきた。カナダは、2003年に電気通信事業法が改正されたことを歓迎したい。この法律は、電気通信分野における競争力の向上に向けた重要な段階であると見受けられる。

③航空運輸

成田空港第二滑走路の供用に伴い、エアカナダのスロット数が追加されるようカナダ政府は過去2年間にわたり、要請を続けてきたが、日本が新たなスロット配分の検討を拒否したことに懸念を抱いており、引き続き要求をしていきたい。

④金融サービス

日本の金融サービスの規制緩和が近年大幅に進展したことを歓迎するが、銀行と証券の厳格な分離を求める規制等、カナダの金融機関にとって障壁が残っている。また、日本の簡易保険制度について依然懸念を有する。

⑤法律サービス

外国人弁護士と日本人弁護士の提携の自由に関する制限を廃止したことについて歓迎するが、海外の法的コンサルタントの滞在に関する制限を撤廃するなど、GATSの自由化交渉において更なる自由化にコミットするよう要請する。

⑥投資

2003年1月の国会において小泉首相は、海

外直接投資を歓迎する内容の演説を行ったが、これは年間の所信表明において初めてのことである。日本は、カナダにとって2002年のアジア・オセアニア地域で最大の投資先国であり、海外直接投資を促進するモデル地区を整備するなどの取り組みが行われているが、高い間接コスト構造や排他的な売買ネットワーク等の構造的障壁が依然として残存している。

<各報告書の HP アドレス>

○米国

・ NTE report: National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers
<http://www.ustr.gov/>

○EU

・ EU Market Access Database
<http://mkacddb.eu.int/>

○カナダ

・ Canada's International Market Access Priorities
<http://www.dfait-maeci.gc.ca/tna-nac/cimap-en.asp/>